

## 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例での 排出事業者への措置強化について

### 1 経緯

平成28年1月に発覚したダイコー（株）による食品等廃棄物の不適正処理事案は、第一に処理業者による不適正行為によるものであるが、排出事業者における廃棄物の処理責任に対する認識が不十分であったことも大きな要因であった。

このため、愛知県環境審議会は、県からの諮問を受け、同審議会廃棄物部会において、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例における排出事業者への措置強化について審議を行い、平成29年12月に条例での措置強化を行うことが必要であると県に対し答申した。

### 2 条例での措置強化を必要とする理由

本事案発生の要因として、排出事業者に関するものは以下のとおり。

- (1) 産業廃棄物の処理状況の現地確認が行われていない、または不十分であった
- (2) 処理が不可能、または許可範囲外の廃棄物の処理委託を行っていた
- (3) 著しく安価な費用で処理委託を行っていた

このうち、(2) 及び (3) については、廃棄物処理法において命令や罰則の対象となる行為である。

(1) に関しては、条例において、排出事業者に対し産業廃棄物の処理を委託する場合の処理状況等の定期的な現地確認の実施を義務付けているが、実際にはこれが行われていない又は不十分であった。

条例には、この義務違反があった場合の措置の規定がないため、実効性を高めるための対応が必要である。

### 3 対応の方向性

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例等において、以下の措置強化等を行うことが必要である。

#### (1) 実地確認義務に係る勧告及び事業者名の公表規定等の追加

処理状況の確認の実効性を高めるための対応を行う

- ・ 処理を委託した産業廃棄物の処理状況の実地確認を実施していない事業者に対する勧告及び事業者名の公表規定を追加する
- ・ 現在条例に規定している「定期的な確認」の頻度を年1回以上とするなど、確認の具体的な方法等を明示する

#### (2) 同義務の対象外とする事項を明文化

中小企業や個人事業主等に過度な負担を強いるなどの理由により、現在運用で除外している下記事項について、条例及び規則において、これを明文化する

- ・ 委託先が優良認定を受けた産業廃棄物処理業者等である場合は、実地による確認を省略可能とする
- ・ 中小企業等の場合は、適切に確認を行うことができる第三者等による確認を許容する

#### ○ 審議経過

平成 29 年 10 月 20 日	知事から愛知県環境審議会長への諮問
平成 29 年 10 月 23 日	愛知県環境審議会長から廃棄物部会長への付託
平成 29 年 10 月 31 日	廃棄物部会（第 1 回） ・ 条例見直しの検討、中間とりまとめ
平成 29 年 11 月 18 日 ～12 月 18 日	中間とりまとめについて県民意見の募集
平成 29 年 12 月 26 日	廃棄物部会（第 2 回） ・ 部会報告とりまとめ 廃棄物部会から愛知県環境審議会へ部会報告の提出
平成 29 年 12 月 28 日	愛知県環境審議会長から知事への答申